

資料1

第2回

介護予防・日常生活支援総合事業

説明会資料

平成29年1月16日（月）

白河市役所 5階 正庁

白河市保健福祉部高齢福祉課

1.介護予防・日常生活支援総合 事業について

**(1)白河市における総合事業
への移行について**

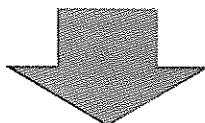
白河市における総合事業への移行について

【移行時期】

平成29年4月1日

→猶予期間を設けず、一斉に移行。

平成29年4月1日から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、全て訪問型サービスと通所型サービスに移行する。



白河市では、平成29年4月以降、総合事業において、現行の介護予防訪問型・介護予防通所型サービス、介護予防・生活支援サービス（訪問）・介護予防運動機能向上サービス（通所）を提供する。

介護予防・生活支援サービス事業の対象者

- ① 要支援認定者(2号被保険者も含む)
→介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「要支援1」または「要支援2」と印字されている方
 - ②基本チェックリストの記入内容が、事業対象基準に該当した方。
(2号被保険者は除く)
→介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「事業対象者」と印字されている方
- ※住所地特例者は、住民登録のある自治体の制度が適用されます。

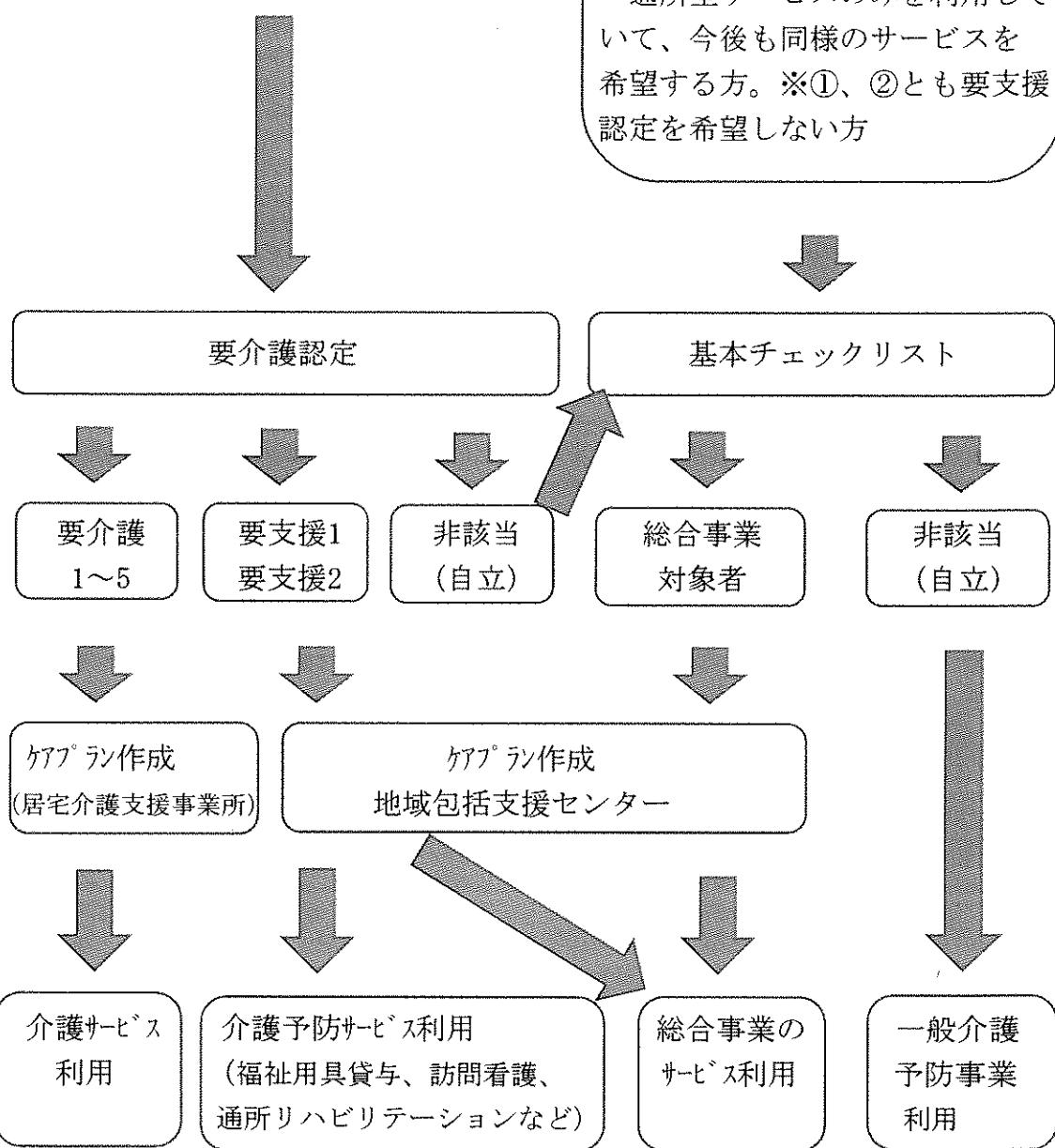
(2) 介護予防・生活支援サービス

事業利用の流れ等について

申請の流れについて

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち、右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者（40～64歳）の方

- ①新規または要介護・要支援認定結果が「非該当」で、訪問型サービス、通所型サービスの利用を希望する方
- ②更新時に要支援1・2で訪問型・通所型サービスのみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方。※①、②とも要支援認定を希望しない方



サービス類型(国の例示 訪問型サービス)

訪問型サービス

* 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のよう訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) -認知機能の低下により日常生活に支障がある 症状・行動を持つ者 -退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	*体力の改善に向けた 支援が必要なケース *ADL・IADLの改善に向けた支援が必要な ケース ※3～6ヶ月の短期間で行う		訪問型サービスB に準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

サービス類型(国の例示 通所型サービス)

通所型サービス

* 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- ・通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- ・多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニディイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用してあり、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		*ADLやIADLの改善に向けた 支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施	
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

実施サービスについて ①

- ・現行の予防給付に相当するサービスは、現行の基準・単価水準を維持、算定単位を1月あたり単位として実施します。
- ・訪問型・通所型ともに、市独自に基準を緩和したサービス（サービスA）を実施します。

	現行相当	サービスA (基準緩和)
訪問型	○	○
通所型	○	○

実施サービスについて ②

- ・白河市では、現行相当サービスを2種類、市独自の基準緩和型サービスを2種類実施します。

類型		サービス名	説明	開始時期	単価水準
訪 問 型	現行相当	介護予防訪問型 サービス	現行の介護予防訪 問介護に相当する サービス	H29.4	予防給付と 同じ
	サービスA	介護予防・生活支援 サービス	要支援者等に対する生活援助 サービス ※29年度はシルバー人材セン ターで実施（委託）予定。		シルバー人材セン ターの基準単価に よる
通 所 型	現行相当	介護予防通所型 サービス	現行の介護予防通所 介護に相当するサー ビス	H29.4	予防給付と 同じ
	サービスA	介護予防運動機能 向上通所型サービス	機能訓練指導員によ る機能訓練を含む短 時間型サービス		予防給付の 85%程度の水準

- ・利用者負担割は、保険給付と同じとします。
1割又は2割負担（一定以上所得者）

○訪問型サービス

名 称	介護予防訪問型サービス												
類 型	現行相当サービス												
サービス内 容	身体介護・生活援助 (指定介護予防訪問介護と同じ。)												
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 (資格要件 介護職員初任者研修修了者等) ・サービス責任者 常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上 (資格要件 介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上従事した介護職員初任者研修等修了者) 												
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画(事務室・相談スペース) ・必要な設備・備品 												
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成、運営規程等の説明・同意、提供許否の禁止、訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持等・事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の供与 等 												
サービス時 間	目標の達成状況に応じて必要な量 (介護予防訪問介護と同じ)												
算定単位	1月あたり												
単 価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業対象者及び要支援1・2の者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>週1回程度</td> <td>1,168単位/月</td> </tr> <tr> <td>週2回程度</td> <td>2,335単位/月</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>事業対象者及び要支援2の者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>週2回超</td> <td>3,704単位/月</td> </tr> </table>	事業対象者及び要支援1・2の者		週1回程度	1,168単位/月	週2回程度	2,335単位/月			事業対象者及び要支援2の者		週2回超	3,704単位/月
事業対象者及び要支援1・2の者													
週1回程度	1,168単位/月												
週2回程度	2,335単位/月												
事業対象者及び要支援2の者													
週2回超	3,704単位/月												
加 算	初回加算 200単位 生活機能向上連携加算 100単位 介護職員処遇改善加算 I ~ IV												
1単位あたりの単価	10円												
サービスコード	A1(みなし事業所)、A2												

○通所型サービス

名 称	介護予防通所型サービス	介護予防運動機能向上通所型サービス
類 型	現行相当サービス	通所型サービスA
サービス内 容	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練 (指定介護予防通所介護と同じ。)	機能訓練指導員による運動機能訓練を含む短時間型のサービス
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上(提供日ごと) ・看護職員 専従1以上(提供日ごと・10人以下は不要) ・介護職員 ~15人専従1以上 15人超~ 1人+利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員又は介護職員の1人以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 <u>専従1以上</u> ・<u>従事者</u> <u>~10人専従1以上</u> <u>10人超~ 1人+10人を超える</u> <u>利用者1人に専従0.2以上</u> ・機能訓練指導員 1以上
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂及び機能訓練室(3m² × 利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所(3m² × 利用定員以上) ・静養室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成、運営規程等の説明・同意、提供許否の禁止、従事者の清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持等・事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の供与 等 	
サービス時 間	3時間以上	<u>2時間以上3時間未満</u>
算定単位	1月あたり	
単 価	事業対象者及び要支援1の者(週1回程度) 1,647単位/月 事業対象者及び要支援2の者(週2回程度) 3,377単位/月	事業対象者及び要支援1の者(週1回程度) 1,400単位/月 事業対象者及び要支援2の者(週2回程度) 2,870単位/月
加 算	運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ (要件、加算率は現行と同じ。)	
1単位あたりの単価	10円	10円
サービスコード	A5(みなし事業所)、A6	

通所型サービス基準・単価

- ・介護予防通所型サービス(現行相当サービス)は、現行の介護予防通所介護と同じ基準・単価。
算定単位は、月単位による報酬を用います。
- ・介護予防通所介護の人員及び設備基準を緩和した短時間型のサービス「介護予防運動機能向上サービス」を創設します。
算定単位は、月単位による報酬を用います。
- ・通所介護及び介護予防通所型サービスの管理者、介護職員及び機能訓練指導員は、それぞれ介護予防運動機能向上サービスの管理者、介護職員及び機能訓練指導員と、業務に支障のない範囲で兼務可能とします。(一体的に実施している場合のみ。)
- ・2サービスともに送迎をサービスに含みます。
- ・同一建物減算を実施。(介護予防通所介護の減算の取扱いに準じます。)

通所型サービスAの実施方法について

- ・参入対象は指定通所介護事業所に限定しないこととします。
- ・通所介護及び介護予防通所型サービスとの一体的な実施ができるものとします。
- ・実施例
 - ①指定通所介護及び介護予防通所型サービスと同時に、それぞれサービス内容に応じて実施
 - ②特定の曜日の午前又は午後に実施
 - ③週休日に実施
 - ④通所介護とは別に、単独で実施

通所型サービスAの対象者の考え方

アセスメントの結果、
必要とされるサービス

- 現行の介護予防通所介護相当に
サービスが必要（有資格者等に
よる専門的な機能訓練、入浴、
排せつ、食事等の介助が必要）
① より排せつ、食事等の介助が必要）
②

機能訓練指導員による機能訓
練が必要だが、必ずしも3時間
以上のサービスである必要が
ない、

又は
必ずしも有資格者による支援
が必要ではない。

ケアプラン

サービス利用

現行相当サービスのケアプラン

サービスを
利用

サービスAを
利用

サービスAの
ケアプラン

同意
→
利用への
本人及び
説明同意

地域にサービスAの
事業所がある

不同意

地域にサービスAの
事業所が無い、

現行相当とサービスAの組み合わせ利用について

・訪問型、通所型サービスそれぞれについて、現行相当サービスとサービスAの併用ができるものとします。ただし、その合算額(加算部分を除く)が下記の単位数を超えないものとします。

	訪問型サービス (現行相当とAの合算)	通所型サービス (現行相当とAの合算)
事業対象者・ 要支援1	2,335単位/月	1,647単位/月
要支援2	3,704単位/月	3,377単位/月

支給限度額・利用者負担割合について

・総合事業のサービス分と予防給付のサービス分を合わせて給付管理を行うこととします。支給限度額は下記のとおりとします。

	支給限度額	適 用
要支援1	5,003単位/月	現行と同じ
要支援2	10,473単位/月	現行と同じ
事業対象者	5,003単位/月	要支援1の限度額を原則とします。 ただし、利用者の状況から特に要支援1の限度額を超える量のサービスが必要とされた場合には、要支援2の限度額までの範囲を利用できるものとします。

・利用者負担割は、保険給付と同じとします。
1割又は2割負担(一定以上所得者)

3.介護予防ケアマネジメント について

訪問型・通所型介護予防ケアマネジメントの概要

1 介護予防ケアマネジメント

サービス区分	事業内容	実施時期	実施方法
ケアマネジメントA	現行の介護予防支援に相当するもの	平成29年4月	地域包括支援センター
ケアマネジメントB	ケアマネジメントAやC以外のケースであって、緩和した基準によるケアマネジメントとして、サービス担当者会議などを省略したもの(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)	平成29年4月	地域包括支援センター
ケアマネジメントC	一般介護予防事業の利用等につながるケースであって、基本的にサービス利用開始時にのみケアマネジメントを行うもの。(補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合)	未定	未定

介護予防ケアマネジメントのポイント

・介護予防ケアマネジメントA

- ①介護予防給付の介護予防支援と同等のサービス
- ②基準を緩和していないので、介護予防支援と同額の報酬（委託料）

・介護予防ケアマネジメントB

①介護予防給付の介護Aの基準を緩和したサービス

②緩和する基準は、下表のとおり。

③報酬は360単位。基準を緩和することによる業務量を算定し、介護予防ケアマネジメントAから差し引いたもの。

緩和項目	緩和前	緩和後
サービス担当者会議	必須	必要に応じて
モニタリング	3ヶ月	6ヶ月
状況確認電話連絡	毎月	隔月

介護予防ケアマネジメントの委託料

現行の介護予防支援(要支援1・2の介護予防ケアマネジメント)と同額とする。

ケアマネジメントAは、委託料は新規 7,300円(初回加算 3,000円+介護予防支援費 4,300円)、継続(介護予防支援費) 4,300円とする。

ケアマネジメントBは、委託料は新規 6,600円(初回加算 3,000円+介護予防支援費 3,600円)、継続(介護予防支援費) 3,600円とする。

区分	担当	単価		利用パターン	備考	
		継続	新規			
事業対象者	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	包括	430単位	730単位	総合事業の指定を受けた事業所(従来・サービスA)のサービスを利用する場合「第1号介護予防支援事業」	
	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	包括	360単位	660単位	指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等(ケアマネジメントAまたはC以外の場合)	
	ケアマネジメントC (初回のみの介護予防ケアマネジメント)	未定	未定	補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合	クール終了後のケアプランの継続・変更の時以降は指定居宅介護支援事業所へ委託することができる。なお、委託を行つた場合においても適宜、地域包括支援センターが賜与することとする。	
	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	包括	430単位	730単位	予防給付のみ	介護保険法第115条の45の3の規定による「第1号事業支給費」
要支援	介護予防支援	包括	430単位	730単位	予防給付 + 総合事業のサービスのみ	介護保険法第58条の規定による「介護予防サービス計画費の支給」
	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	包括	430単位	730単位	総合事業のサービスのみ	介護保険法第1号事業支給費

ケアプラン サービス利用別一覧表

認定方法	認定等を受けていない一般高齢者	総合事業対象者		要支援1・2		要介護1～5
		新規申請	要支援等からの継続・総合事業の継続	・介護予防・生活支援サービス(現行相当)・介護予防訪問・通所型サービス(現行相当)・介護予防・生活支援サークル・介護予防運動機能向上サービス(通所)のみ利用者	・予防給付(訪問看護・福祉用具等)のみ利用者・介護予防・生活支援サークル・介護予防運動機能向上サービス(通所)のみ利用者	
サービス利用を希望する者及び要支援・要介護申請者に、非該当で、サービス利用を希望する者に、基本チェックリストを実施。	-	○	○	○	○	要支援・要介護認定申請し、審査会の判定後、市が認定。
利用できるサービス	介護予防・生活支援サービス(現行相当)・介護予防・生活支援サークル(訪問)・介護予防・生活支援用具貸与等※1	×	×	×	○	×
介護給付	介護予防通所リハビリ・介護予防訪問入浴・訪問看護・介護予防・介護予防・介護予防用具貸与等	×	×	○	○	×
一般介護予防事業	一般介護予防事業	○	○	○	○	○
支給限度額	-	5,003単位		支援1 5,003単位 支援2 10,473単位		16,692単位 ～36,065単位
ケアプラン	-	介護予防ケアマネジメント(介護予防・生活支援サービス事業)		介護予防サービス計画		居宅サービス計画
ケアプラン作成事業所	-	地域包括支援センター		指定介護予防支援事業所		指定居宅介護支援事業所
給付管理票の提出	-	市(高齢福祉課)		国保連(現行どおり)※3		
請求コード種類	-	必要※2		必要		
居宅介護支援事業所への委託の可否	-	請求不可	「AF」(新設コード)	平成28年まで変更なし	委託可能	-

※1介護予防・生活支援サービス(訪問)は、委託事業で実施。

※2介護予防通所型サービス(現行相当)・介護予防運動機能向上サービス(通所)利用時のみ提出。

※3介護予防・生活支援サービス(訪問)は、市(高齢福祉課)請求。

4.必要な事務手続き等 について

訪問型・通所型サービスのサービスコードヒ指定申請

サービス名 介護予防訪問型 (現行の訪問介護相当)	サービスコード A1	事業所別 みなし指定訪問介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	指定申請の有無 無
介護予防通所型 (現行の通所介護相当)	A2	新規指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有
介護予防運動機能向上通所型 (緩和した基準によるサービス)	A5	みなし指定介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	無
介護予防運動機能向上通所型 (緩和した基準によるサービス)	A6	新規指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有
介護予防運動機能向上通所型 (緩和した基準によるサービス)	A6	通所介護事業所 (サービスを実施する全事業所)	有

総合事業の指定申請について

・指定申請が必要となる場合

(1) 平成27年4月1日以降より予防給付を実施している事業所

※ 平成27年3月31日時点でみなしそれを受けていた事業所は指定申請不要

(2) 訪問緩和型、通所緩和型に参入する事業所

・指定申請書受付期間

毎月1日から15日(15日が休日、祝日等の場合は前倒しする。)に申請を受け付け、翌月1日に指定となります。

・指定申請の時期

平成29年3月から開始する予定です。

総合事業のみなし指定について①

・総合事業のみなし指定

(改正法の規定)

総合事業施行日前日の平成27年3月31日において、介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスの事業者について、総合事業による指定事業者の指定をみなす(改正法附則第13条)旨の規定を設けることにより、市町村と事業者の負担の軽減を図っています。

既存の指定(平成27年3月31日)	附則の規定により指定を受けたものとみなされる総合事業の指定(以下「みななし指定」という。)
介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	訪問型サービス(第1号訪問事業)に係る事業者の指定
介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者に係る指定	通所型サービス(第1号通所事業)に係る事業者の指定
※総合事業における介護予防ケアマネジメントは、原則市町村の直接実施または委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することとは想定していません。	

⇒ サービスコードは、A1及びA5(全国共通)

・みなし指定の有効期間

平成27年3月31日において「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所について、27年4月1日から30年3月31日までの3年間のみなし指定を実施しています。

・みなし指定以外の取り扱い

平成27年4月1日以降に新規に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所については、総合事業の現行相当サービスを提供するためには、新規に指定申請を行う必要があります。

⇒ サービスコードは、A2及びA6(コード表は、白河市が作成します)。

総合事業のみなし指定について②

【みなし指定あり】

平成27年4月

平成27年3月以前
からの介護予防訪
問介護・介護予防
通所介護事業所

平成29年4月

みなし指定(A1・A5)
※全国で有効

平成30年4月

・新規指定申請

現行相当サービスの指定(A2・A6)
(市町村ごとの指定)

【みなし指定なし】

平成27年4月以降
に新規指定を受けた
介護予防訪問介護・
介護予防通所介護事業所

・新規指定申請

現行相当サービスの指定(A2・A6)
(市町村ごとの指定)

総合事業のみなし指定について③ 申請書類

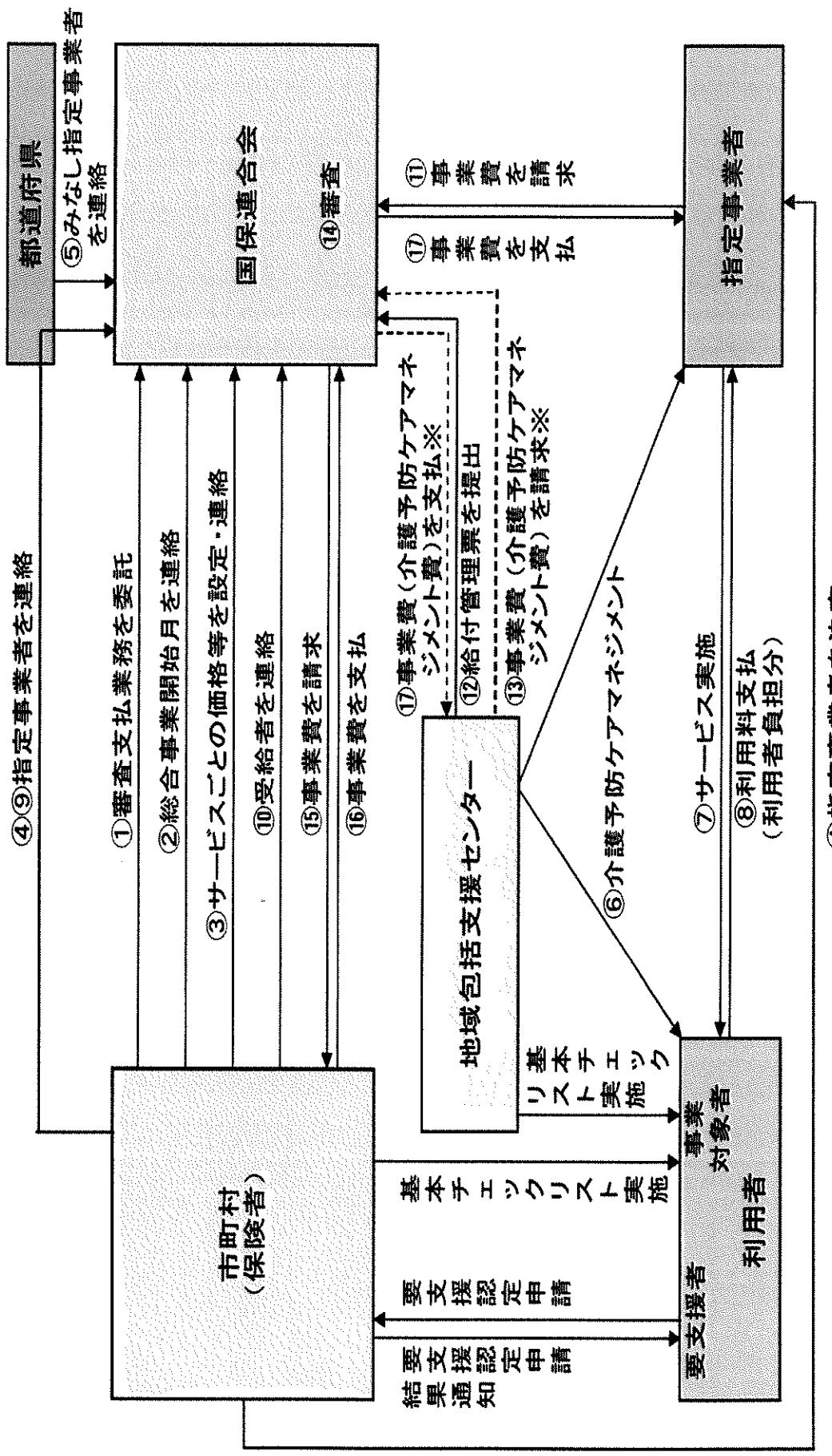
総合事業の指定申請に係る主な添付書類

	書類名
1	指定申請書
2	付表(事業ごとに異なります)
3	定款、寄付行為の写し
4	申請者の登記事項証明書
5	運営規程(指定基準要綱に定められた事項等)
6	誓約書
7	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
8	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
9	加算算定に必要な添付書類(加算を取得する場合のみ提出)
10	その他 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表、従業者の資格を証する書類、管理者経歴書、事業所の平面図・見取り図、役員及び管理者名簿、利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要、事業に係る資産の状況(申請者の決算書、収支計画書)等

※ 追加で資料の提出を求めることができます。

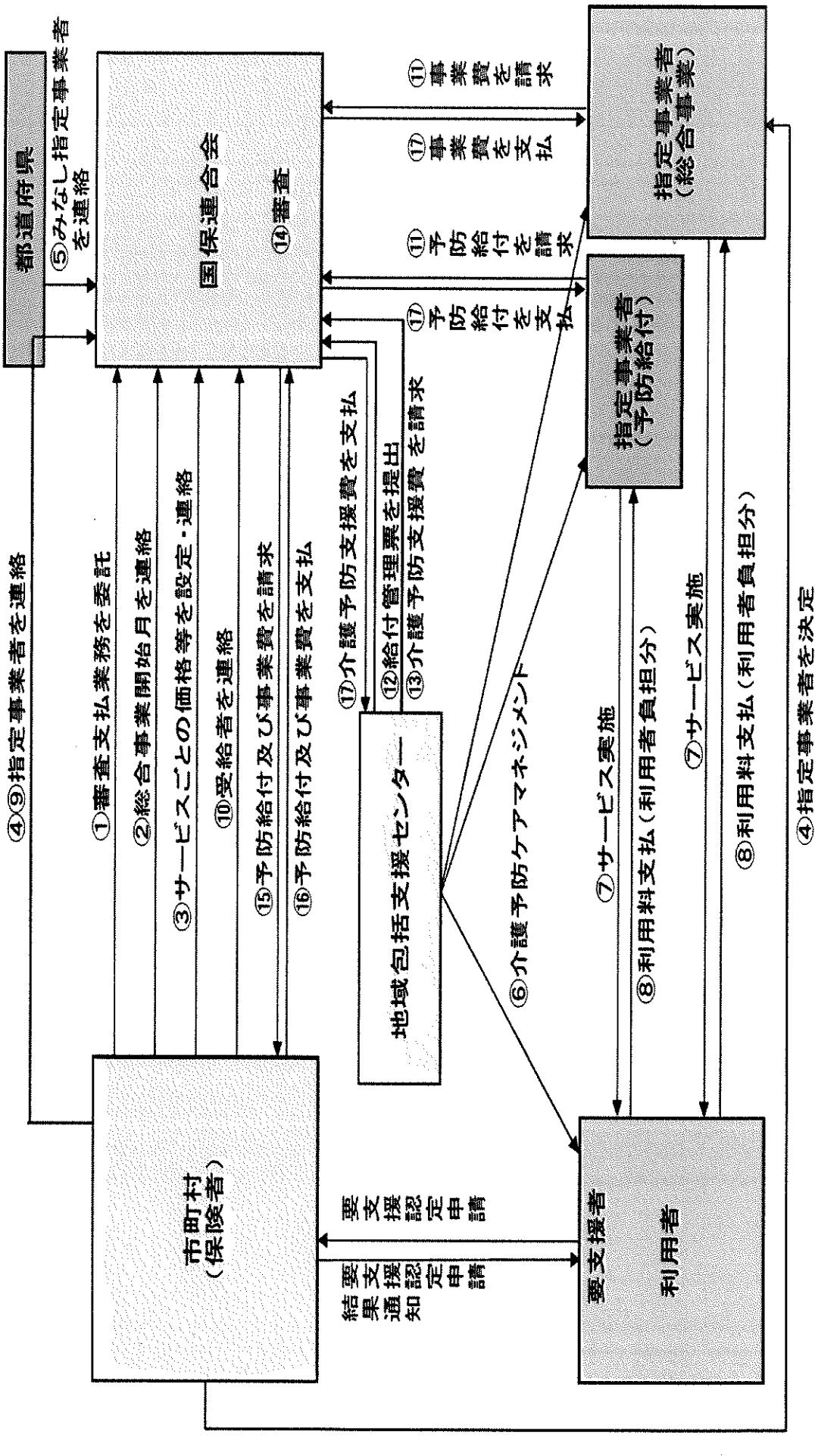
国保連へ審査支払業務を委託した場合の事務処理の流れ①

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



国保連へ審査支払業務を委託した場合の事務処理の流れ②

(2) 利用者が予防給付と総合事業を利用する場合



運営規程、契約書、重要事項説明書の作成・変更点等について①

・運営規程、契約書、重要事項説明書の作成・変更点等について

総合事業への移行に伴い、基準の要綱を作成しますので、文言の変更が必要となります。

- (1) 運営規程は、事業者ごとに事業を開始する時期(みなし指定事業所については、29年4月1日)までに作成・変更をしてください。
- (2) 契約書、重要事項説明書、料金表等は、利用者が総合事業を開始するときに合わせて作成・変更をしてください。
- (3) 総合事業は、市の被保険者にサービスを提供するときは、それぞれの市町村に確認してください。
- (4) 市町村によりサービス名称、内容、単価が異なる場合がありますので、運営規程等を作成するときには注意してください。

・運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合は、運営規程の作成が必要となります。
なお、既存の訪問介護又は通所介護の運営規程を変更した場合は、変更届が必要となります。

・運営規程に記載する場合のサービス名称の例

- 「介護保険法に規定する第一号訪問事業」
 - 「介護保険法に規定する第一号通所事業」
 - 「介護予防訪問型サービス」
 - 「介護予防通所型サービス」
 - 「介護予防生活支援サービス」
 - 「介護予防運動機能向上通所サービス」
- このサービス名称には、基準を緩和したサービス
市独自のサービスとなります。

運営規程、契約書、重要事項説明書の作成・変更点等について②

・契約書および重要事項説明書

- (1) 総合事業としてのサービスを提供する前に、利用者に契約内容の変更を説明し、同意した上で再度契約書を締結(読み替え)してください。
- (2) 地域包括支援センターから介護予防支援に係る委託を受けている場合にも、同様に介護予防ケアマネジメントの読み替えが必要になる場合がありますので、ご留意ください。

・料金表

契約書や重要事項説明書に記載のある料金表や事業所内に掲示している料金表がある場合は、変更が必要になります。

・定款

総合事業第1号事業を実施する場合は、定款に事業名の追加等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。なお、今回定款に総合事業に関する事業名の追加等をした場合の介護保険法に基づく変更届は必要ありません。

契約書の読み替え

・介護予防訪問介護 ⇒ 総合事業において実施される訪問型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え)
第1条 利用者の保険者である白河市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、「原契約に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83)」第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型サービスと読み替えるものとする。

・介護予防通所介護 ⇒ 総合事業において実施される通所型サービス

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)
第1条 利用者の保険者である白河市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、「原契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83)」第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービスと読み替えるものとする。

・介護予防サービス計画(介護予防支援)と介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)
第1条 利用者の保険者である白河市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下、「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、「原契約に「介護予防サービス計画(もしくは介護予防支援)」とあるのは、「介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント」と読み替えるものとする。

※読み替え文面例は、各事業所の契約書との整合性を確認したものではありませんので、各事業所の責務で作成してください。

変更契約書式(訪問型)例示

〇〇〇〇変更契約書

〇〇〇様(以下、「利用者」という。)と〇〇〇〇(以下、「事業者」という。)は、平成〇〇年〇月〇日付で締結した〇〇〇〇契約書(以下、「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

(〇〇の変更)

第1条 利用者の保険者である白河市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合においては、原契約書に「介護予防訪問介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法における介護予防訪問介護に相当するサービス」と読み替えるものとする。

2 利用者の保険者である白河市が総合事業を実施する場合においては、原契約書に「介護予防サービス計画(もしくは介護予防支援)」とあるのは、「介護予防サービス計画または介護予防アマネジメント」と読み替えるものとする。

(契約の効力発生日)

第2条 二の契約の効力は、平成29年4月1日より発生する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、原契約書とともに各自1通を保有する。

平成29年〇月〇日

(利用者) 住 所 氏 名
印

(代理人等) 住 所 氏 名
印

(事業者)
印

変更契約書式(通所型)例示

〇〇〇〇変更契約書

〇〇〇様(以下、「利用者」という。)と〇〇〇〇(以下、「事業者」という。)は、平成〇〇年〇月〇日付けて締結した〇〇〇〇契約書(以下、「原契約書」という。)の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

(〇〇の変更)

第1条 利用者の保険者である白河市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合においては、「原契約書」に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法における介護予防通所介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス」と読み替えるものとする。

2 利用者の保険者である白河市が総合事業を実施する場合においては、原契約書に「介護予防サービス計画(もしくは介護予防支援)」とあるのは、「介護予防サービス計画または介護予防アマネジメント」と読み替えるものとする。

(契約の効力発生日)

第2条 この契約の効力は、平成29年4月1日より発生する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、原契約書とともに各自1通を保有する。

平成29年〇月〇日

(利用者) 住 所 氏 名 印

(代理人等) 住 所 氏 名 印

(事業者)

重要事項変更確認書等書式例示

・重要事項変更確認書

平成29年4月1日付で、サービス内容を下記のとおり変更します。
※提供するサービスや重要事項説明書に記載のあるサービスに応じて項目を掲示

介護予防訪問(通所)介護サービス ⇒ 訪問(通所)型サービス
介護予防サービス計画 ⇒ 介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント
介護予防支援費 ⇒ 介護予防支援費または介護予防ケアマネジメント費

・説明者、事業所名など

私は、上記の変更について説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

平成29年〇月〇日

利用者

代理人

訪問型サービス・通所型サービスにおける重要な事項説明書の例示

・提供するサービスの内容についての書き換え

第1号訪問事業（「介護予防訪問介護相当」や「訪問型サービスA」）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し…

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は事業者が設置する事業所に通所…

・利用者負担についての書き換え

第1号訪問事業の基本部分の利用料は下記の表のとおりです。

利用回数	利用回数等	利用者 負担(1割)	利用回数等	利用者 負担(1割)
週1回 程度	266単位 1月で4回まで	1回266円	1,168単位 1月で4回を超える場合	1,168円／月
週2回 程度	270単位 1月で8回まで	1回270円	2,335単位 1月で8回を超える場合	2,335円／月
週2回 を超える	285単位 1月で12回まで	1回285円	3,704単位 1月で12回を超える場合	3,704円／月

・キャンセル料

包括払いから一回払いに変更することで、キャンセル等が発生した場合の請求が問題になる場合があります。キャンセル料を規定する場合は、重要な事項説明書に記載をするとともに説明を行い、同意を得てください。